

○和歌山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

平成30年3月23日

条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。次条において「法」という。）第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)

第3条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、次条から第7条までに規定するもののほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下この条及び次条において「省令」という。）の規定（省令第42条（第54条において準用する場合を含む。）を除く。）による基準をもって、その基準とする。

(記録の整備)

第4条 省令第42条（第54条において準用する場合を含む。）の規定は、介護医療院が整備し、かつ、保存しなければならない記録について準用する。この場合において、省令第42条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは、「当該介護医療院サービスを提供した日から5年間」と読み替えるものとする。

(人権擁護)

第5条 介護医療院には、入所者の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置かなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

(災害対策推進員の配置)

第6条 介護医療院には、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を置かなければならない。

(安全管理対策推進員の配置)

第7条 介護医療院には、入所者の安全管理対策を推進するため、安全管理対策推進員を置かなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。